

令和6年（行ウ）第102号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告

被告 国

答 弁 書

令和6年6月5日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所：別紙のとおり）

部	付	小	西	俊	輔
部	付	鬼	頭	忠	広
訟	務	官	鈴	木	吉
法	務	事	務	官	山
				田	恭
					平

〒100-6090 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング21階

こども家庭庁成育局母子保健課

生殖補助医療対策推進官	吉	川	裕	貴
課 長 補 佐	稲	田	征	之

課	長	補	佐	菅	野	喜	之			
課	長	補	佐	小	倉	慎	司			
課	長	補	佐	富	田	圭	祐			
生殖補助医療対策専門官				林			優			
企	画	調	整	係	長	菅	谷	奈	津	子
企	画	調	整	係	員	大	島	柁		志
企	画	調	整	係	員	藤	本	新		羽
企	画	調	整	係	員	植	木	知	伽	子
企	画	調	整	係	員	松	澤	拓		也

目 次

第1	請求の趣旨に対する答弁	4
第2	本案前の答弁の理由	4
1	事案の概要	4
2	関係法令（母体保護法）の定め	5
3	本件地位確認の訴えが不適法であること	6
4	本件違法確認の訴えが不適法であること	9
5	小括	14
第3	訴状の請求の原因に対する認否	14
1	「第1 訴えの概要」について	14
2	「第2 母体保護法の立法・改正の経緯」について	15
3	「第3 避妊と不妊手術」について	21
4	「第4 不妊手術等を受ける権利が憲法上保障されること」について	24
5	「第5 本件各規定は憲法13条に反する」について	25
6	「第6 本件各規定が憲法24条2項に反すること」について	30
7	「第7 原告[]は、罰則を受けることなく、自らの意思のみで医師又は指定医師の不妊手術を受けることができる法的地位にある（請求の趣旨1(1)の適法性）」について	33
8	「第8 被告が、母体保護法3条1項、同28条及び同34条を改廃しないことにより原告らの権利を侵害することは違法である（請求の趣旨1(2)の適法性）」について	34
9	「第9 国会議員による立法不作為の違法性」について	35
10	「第10 損害」について	36
11	「第11 結語」について	36
第4	被告の主張	37

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告[]の訴えのうち、地位確認請求に係る訴え及び違法確認請求に係る訴えをいずれも却下する
- 2 原告[]のその余の請求並びに同[]の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする
との判決を求める。
なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすること
を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 事案の概要

本件は、(1) [] (以下「原告[]4名」という。)が、①主位的に、憲法13条等により不妊手術を受ける権利が保障されているのに、母体保護法3条1項、28条及び34条の各規定（以下、これらの規定を併せて「本件各規定」という。）が、原告[]4名の不妊手術（母体保護法の不妊手術であると解し、以下、母体保護法の不妊手術を「不妊手術」という。）を受ける憲法上の権利を侵害し、違憲・無効であるとして、原告[]4名が、同法34条による罰則を受けることなく、自らの意思のみに基づき、医師又は指定医師（同法14条1項柱書きが規定する「都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師」を指すと解される。以下同じ。）による不妊手術を受けること

ができる地位にあることの確認を（請求の趣旨第1項(1)。以下、同請求に係る訴えを「本件地位確認の訴え」という。）、②予備的に、被告が、本件各規定を改廃しないことにより、原告■■■■4名について、同法34条による罰則を受けることなく、自らの意思のみに基づき、医師又は指定医師による不妊手術を受けられるようにしないことが、違法であることの確認を（請求の趣旨第1項(2)。以下、同請求に係る訴えを「本件違法確認の訴え」という。）それぞれ求めるとともに、(2)国会が平成12年から現在まで本件各規定の改廃等の立法措置を講じなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であり、その結果、原告■■■■4名において不妊手術を受けることができないことにより、また、原告■■■■において日本法の適用を受けない病院で手術を受けざるを得ず、長年にわたり不妊手術を受ける機会を失ったことにより、それぞれ精神的苦痛を受けたと主張して、同項に基づき、各100万円の慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払を求める（以下「本件国賠請求」という。）事案である。

2 関係法令（母体保護法）の定め

第2条 この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で内閣府令（引用者注：母体保護法施行規則1条で精管切除結さつ法、卵管圧さ結さつ法等の9つの術式が定められている。）をもつて定めるものをいう。

2 （略）

第3条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの

二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下

するおそれのあるもの

2 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。

3 第1項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

第28条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

第34条 第28条の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する。

3 本件地位確認の訴えが不適法であること

(1) はじめに

本件地位確認の訴えは、以下に述べるとおり、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず（後記(2)）、仮にこの点をおいたとしても、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められず（後記(3)）、いずれにせよ不適法である。

(2) 本件地位確認の訴えは裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらないこと

ア 裁判所法3条1項の「法律上の争訟」の意義

裁判所法3条1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判」する権限を有すると規定する。

裁判所法3条1項の「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものをいうと解される（最高裁昭和

56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ等)。

イ 本件地位確認の訴えが「法律上の争訟」に当たらないこと

本件地位確認の訴えにおいて、原告■■■■4名は、母体保護法34条による罰則を受けることなく、また、同法3条1項所定の本人の同意以外の要件を満たさずとも、自らの意思のみに基づき、医師又は指定医師による不妊手術を受けることができる法的地位にあると主張するものと解される。

しかしながら、母体保護法3条1項本文の「医師は、(中略)不妊手術を行うことができる。」との規定、同法28条の「何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。」との規定及び同法34条の「第28条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する。」との規定をみれば明らかなとおり、不妊手術又は生殖を不能にすることを目的とする手術(以下「生殖不能目的の手術」という。なお、生殖不能目的の手術には不妊手術が含まれる。)若しくはレントゲン照射(以下、生殖不能目的の手術と併せて「生殖不能目的の手術等」という。)に係る規定は、いずれも、医師を中心とする生殖不能目的の手術等の実施者に着目して、不妊手術を適法に実施するための要件や、生殖不能目的の手術等を実施した者に対する罰則を定めたものであって、これらの規定が、不妊手術を含む生殖不能目的の手術等を受けることを希望する者や、実際にこれらの手術等を受けた者(以下、両者を併せて「不妊手術等希望者等」という。)と国との間にこれらの手術等に関する一定の権利義務ないし法律関係を発生させるものではない。したがって、仮に、本件各規定の憲法適合性に係る原告■■■■4名の主張が認められたとしても、不妊手術等希望者

等と国との間に不妊手術に関する権利義務ないし法律関係が発生する余地がないことは明らかである。

また、法律上の争訟に当たるか否かは、請求の趣旨の文言のみから形式的に判断すべきではなく、当該紛争の実質に着目した上で判断されるべきであるところ、本件地位確認の訴えは、個別の原告らの法的地位の確認という形式こそ採ってはいるものの、その実質は、各原告らが他の一般の国民とは異なる固有の法的地位にあることをいうものではなく、国会によって立法措置が講じられておらず、自己の主張に沿う制度が実現されていないにもかかわらず、国会の立法行為をいわば先取りして、裁判所に対し、既存の制度の改廃、又は新たな制度の創設を求めるに等しいものである。そのような新たな制度の創設は、立法作用に属する事項であって、司法審査に適しない。

以上によれば、本件地位確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらないことが明らかであり、不適法というべきである。

- (3) 本件地位確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められないこと

ア 確認の利益について

確認の訴えは、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために原告と被告との間の法律関係の存否等について既判力をもって確定するものであるところ、確認の対象は論理的には無限定に存在し得るから、訴訟制度が具体的事件の紛争の解決を目的とすることに照らし、いかなる内容の確認の訴えであっても許容されることにはならず、確認の利益があること、すなわち、判決の既判力をもって法律関係の存否等を確定することが、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実

的な危険や不安を除去するために有効かつ適切であることが必要である
(三木浩一ほか・民事訴訟法〔第4版〕367ページ等参照)。

イ 本件地位確認の訴えは、確認の利益が認められないから、不適法である
こと

前記(2)イのとおり、本件地位確認の訴えにおいて、原告[]は、
母体保護法34条による罰則を受けることなく、また、同法3条1項所定
の本人の同意以外の要件を満たさずとも、自らの意思のみに基づき、医師
又は指定医師による不妊手術を受けることができる法的地位を有すること
の確認を求めている。

しかしながら、前記(2)イで述べたとおり、本件各規定は、いずれも、
医師を中心とする生殖不能目的の手術等の実施者に着目して、不妊手術を
適法に実施するための要件や、生殖不能目的の手術等を実施した者に対す
る罰則を定めたものであって、これらの規定が、不妊手術等希望者等と国
との間に生殖不能目的の手術等に関する一定の権利義務ないし法律関係を
発生させるものではないから、原告河邊ら4名の権利又は法律上の地位に
現実的な危険や不安が存在するとはいえない。

したがって、本件地位確認の訴えは、原告[]の権利ないし法律
上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切
な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものであって、不適法という
べきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件地位確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、仮
にこの点をおいたとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の
訴えとしては確認の利益が認められない。

4 本件違法確認の訴えが不適法であること

(1) はじめに

本件違法確認の訴えは、以下に述べるとおり、「法律上の争訟」に当たらず（後記(2)）、仮にこの点をおいたとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められず（後記(3)）、いずれにせよ不適法である。

(2) 本件違法確認の訴えは「法律上の争訟」に当たらないこと

前記3で述べたとおり、そもそも本件地位確認の訴えが、不妊手術等希望者等と国との間に存在しない不妊手術に関する権利義務ないし法律関係が存在することの確認を求めるものであり、また、生殖不能目的の手術等の制度に関し、原告■■■■4名と被告との間において、他に確認の対象となり得る当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係も存在しないことからすれば、本件違法確認の訴えは、要するに、母体保護法の不妊手術を含む生殖不能目的の手術等に係る規定（本件各規定）の内容が違憲（違法）であることの確認、あるいは本件各規定を改廃しない立法不作為の違憲（違法）確認を求めるものに他ならないと解されるところ、このような訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえない。

加えて、本件の場合、本件国賠請求において本件各規定を改廃しない立法不作為が審理の対象とされるのであり、実質的にみれば、本件違法確認の訴えにつき、前記3(2)の事件・争訟性の要件を否定しても、原告■■■■の裁判を受ける権利を害することにならないことを併せ考慮すれば、本件違法確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、不適法というべきである。

(3) 本件違法確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては確認の利益が認められないこと

前記3で述べたとおり、不妊手術等希望者等と国との間に生殖不能目的の

手術等に関する権利義務ないし法律関係が存在せず、原告ら主張に係る紛争の実質が裁判所に対し、法律に基づく既存の制度の改廃、又は制度の創設を求めるものであることから、不妊手術の希望者が、自らの意思のみに基づいて医師又は指定医師による生殖不能目的の手術等を受けられるようにするためには、国会の立法措置を経ることが必要である。そうすると、本件違法確認の訴えの判決によって、原告■■■■ 4名が当然に救済されるという関係にはない。

また、前記(2)で述べたところに照らしても、本件違法確認の訴え、すなわち、被告が、本件各規定を改廃しないことにより、不妊手術の希望者について、同人らの意思のみに基づき、不妊手術を受けられるようにしないことの違法性の有無の確認を求めることは、結局のところは、本件各規定を改廃しない立法不作為が違憲（違法）であることの確認を抽象的に求めるものと解されるのであり、仮にその確認をしたとしても、本件各規定の改廃を含め、どのような法制度とするかについてはなお立法府の裁量に委ねられるべきものであるから、原告■■■■ 4名が、被告との間で、自らの意思のみに基づき、不妊手術を受けることができる法的地位を有するか否かという具体的な権利義務ないし法律関係の存否の確認に結びつくものではない。

以上に加えて、本件各規定を改廃しない立法不作為の解消が期待されるという事実上の効果は、本件違法確認の訴えによらずに、国家賠償請求訴訟によっても得られるものであること（本件国賠請求の前提問題として、本件各規定を改廃しない立法不作為の違憲性が判断される以上、あえて確認対象としての適格性を肯定する必要はないこと）をも併せ考慮すれば、本件違法確認の訴えは、原告■■■■ 4名の権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものであって、不適法というべきである。

(4) 最高裁令和4年5月25日大法廷判決（民集76巻4号711ページ。以下「最高裁令和4年判決」という。）の事案との関係について

なお、原告らは、最高裁令和4年判決では、「在外国民に対して次回国民審査の機会に審査権の行使をさせないことが違法であることの違法確認の訴えの利益が認められた。同最大判は、在外国民が審査権を行使できない状況の下においては、在外国民が有する憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じているとした上で、審査権は選挙権と同様国民主権原理に基づくものであり、侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものであり、かつ、違法確認判決が確定した場合には国会において裁判所がした判断が尊重されるものと解される（憲法81条、99条参照）から紛争解決手段として有効適切であるとして、違法確認の訴えの適法性を肯定した。本訴訟でもこれらの事情が妥当する。」と主張する（訴状57ページ）。

この点、最高裁令和4年判決は、違法確認の訴え（一審被告である国が、一審原告である在外国民に対して次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求める訴え）が適法であることを説示する理由づけの中で、国民に保障された審査権の特徴として、その基本的な内容等が①「憲法上一義的に定められていること」や②「侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものである」ことを指摘しているところ、同判決の調査官解説（大竹敬人「最高裁判所判例解説」法曹時報76巻1号361ページ）では、①の点につき、「審査権が、同じく能動的権利である選挙権と同様、国民が投票権を行使するという基本的な内容を憲法が一義的に定めていながら、国会による立法措置がされなければ当該権利を行使することができないという点において、他の基本的人権と異なる面があることを踏

まえた上で、そのような特質があることから、本件においては個々の在外国民の権利が具体的に制限されている場面であることを明らかにし、本件違法確認の訴えが一般的・抽象的な立法行為の違憲確認を求めるものでなく、この点において事件・争訟性の要件に欠けるものではないこと、また、確認の利益を基礎付けるものであることを述べたものと考えられる。」、また、②の点につき、「平成17年大法院判決（引用者注：最高裁平成17年9月14日大法院判決・民集59巻7号2087ページ）において、選挙権の性質として指摘されたことと同様であり、このような性質からすると、司法救済として国家賠償請求訴訟のみでは不十分であるとみたものと思われる。」と解説されている。

そうすると、本件違法確認の訴えは、「不妊手術等を受ける権利」という、その基本的な内容等が憲法上一義的に定められていない利益又は権利が問題となっているという点、また、前記(2)及び(3)で述べたとおり、本件各規定を改廃しない立法不作為の解消が期待されるという事実上の効果が、本件違法確認の訴えによらずに、国家賠償請求訴訟によっても得られるものであり、

「不妊手術等を受ける権利」が、選挙権や国民審査権のように侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものとはいえないという点、さらに、前記3(2)イで述べたとおり、仮に本件各規定の憲法適合性に係る原告■■■■4名の主張が認められたとしても、そもそも不妊手術等希望者等と国との間に生殖不能目的の手術等に関する権利義務ないし法律関係が存在しないという点において、最高裁令和4年判決の事案とは事案を全く異にするものである。

(5) まとめ

以上のとおり、本件違法確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、仮にこの点をおいたとしても、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の

訴えとしては確認の利益が認められない。

5 小括

以上のとおり、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも「法律上の争訟」に当たらず、行訴法4条の公法上の法律関係に関する確認の訴えとしても確認の利益が認められず、訴訟要件を満たさない不適法なものであるから、速やかに却下されるべきである。

第3 訴状の「請求の原因」に対する認否

1 「第1 訴えの概要」について

(1) 「1 母体保護法の構造」について

母体保護法28条が「この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行」うことを禁止していること、同法3条1項が、医師は、「妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」(同項1号。以下「生命危険要件」という。)又は「現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの」(同項2号。以下、同号前段を「多産要件」と、同号後段を「健康低下要件」といい、これらを併せて「多産・健康低下要件」という。)に該当する者に対し、原則として「本人の同意」(以下「本人同意要件」という。)及び「配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。))があるときはその同意」(以下「配偶者同意要件」という。ただし、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは、配偶者同意要件の充足は不要である(同条3項。))を得て、不妊手術を行うことができる旨規定していること、同法34条が、同法28条の規定に違反した者を1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨規定していることは認める。

(2) 「2 原告らの不妊手術等を受ける意思と受診の試み」について
いずれも不知。

(3) 「3 本請求の概要」について
認否の限りでない。

2 「第2 母体保護法の立法・改正の経緯」について

(1) 柱書きについて

ア 第1段落（「母体保護法は」から「目的としていた。」まで）について

(イ) 第1文は、母体保護法が国民優生法をそのルーツに持つとの主張の趣旨が必ずしも明らかではないが、国民優生法（昭和15年法律第107号）が昭和15年に成立したが、優生保護法（昭和23年法律第156号）の制定に伴い廃止され（同法35条）、その後、同法の題名が優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号。以下「改正法」という。）により母体保護法に改められたという経緯の限度で認める。

(ロ) 第2文は、国民優生法が、1条において「本法ハ惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」と定めていたという限度で認める。

イ 第2段落（「戦後になって」から「改定された。」まで）について

優生保護法の制定経緯について、第2回国会参議院厚生委員会において、同法の提案理由として「先天性の遺傳病者の出生を抑制することが、國民の急速なる増加を防ぐ上からも、亦民族の逆淘汰を防止する点からいつても、極めて必要であると思いますので、ここに優生保護法案を提出した次第であります。」（甲19・102ページ）と説明されたという限度で認め、その余は否認ないし争う。

国民優生法は優生保護法の制定に伴い廃止されており、優生保護法に改

定されたものではない。

ウ 第3段落（「平成8年」から「据え置かれることになった。」まで）について

平成8年に優生保護法が改正法により母体保護法に改正されたこと、改正法により改廃されなかった規定があること、その規定の中に、改正法による改正時に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から改廃等が検討されたものがあったことは認める。

エ 第4段落（「平成12年には」から「残置している。」まで）について認める。

オ 第5段落（「本件各規定のうち」から「とおりである。」まで）について

国民優生法4条に基づく優生手術、優生保護法3条に基づく優生手術及び母体保護法3条に基づく不妊手術のいずれについても、配偶者があるときは配偶者の同意が要求されていること、優生保護法3条1項4号及び5号並びに母体保護法3条1項各号のいずれにおいても、生命危険要件又は多産・健康低下要件に該当する場合に、医師が優生保護法に基づく優生手術又は母体保護法に基づく不妊手術を行うことができると規定していること、別表記載の各規定の内容は認め、その余は否認ないし争う。

国民優生法は優生保護法の制定に伴い廃止されており、「存置」されたものではない。

(2) 「1 国民優生法における優生手術の一般的禁止」について

ア 第1段落（「昭和6年9月に」から「意図があった。」まで）について

(7) 第1文は、認否の限りでない。

(4) 第2文は、国民優生法が昭和15年に成立したこと、同法の目的について、1条において「本法ハ悪質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質

ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」と定めていたという限度で認める。

イ 第2段落（「同法は」から「(甲18:「現代日本人口政策史小論(2)」)。」まで) について

国民優生法「14条」を「16条」と解した上、同法が、16条において、医師が生殖を不能にする手術若しくは放射線照射又は妊娠中絶を行おうとするときは、原則として、その要否につきあらかじめ他の医師の意見を聴いて、行政官庁に届け出なければならない旨規定していたこと、15条において、故なく生殖を不能にする手術又は放射線照射はこれを行うことができない旨規定し、18条1項において、15条の規定に違反し、生殖を不能にする手術又は放射線照射を行った者に対する罰則を定めていたことは認め、その余は不知。

ウ 第3段落（「優生手術の要件は」から「反映していた。」まで) について

(7) 第1文について、国民優生法3条1項各号において、遺伝性精神病に罹っている者等の優生手術を受けることができる要件が定められていたこと、同法4条において、3条の規定により本人が優生手術の申請をする場合、配偶者（事実婚の場合を含む。）があるときは配偶者の同意を、20歳未満又は配偶者のない心身耗弱者のときは父母の同意を要するとされていたことは認める。

(イ) 第2文は、認否の限りでない。

(3) 「2 優生保護法における任意の優生手術」について

ア 第1段落（「第二次世界大戦後の」から「多かった。」まで) について
認否の限りでない。

イ 第2段落（「また」から「制定される。」まで) について

昭和23年に優生保護法が制定されたこと、優生保護法の制定経緯について、第2回国会参議院厚生委員会において、同法の提案理由として前記

(1) イのとおり説明されたという限度で認める。

ウ 第3段落（「優生保護法は」から「なっていた。」まで）について

優生保護法の目的が「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」（1条）であったこと、同法において優生手術に関する規定と人工妊娠中絶に関する規定が設けられていたことは認め、その余は否認ないし争う。

国民優生法は優生保護法の制定に伴い廃止されており、優生保護法が国民優生法を「引き継ぐ」ものではない。

エ 第4段落（「優生手術には」から「優生手術である。」まで）について

第1文は認め、第2文は認否の限りでない。

オ 第5段落（「任意の優生手術（3条）は」から「いうものである。」まで）について

おおむね認める。ただし、配偶者の同意については、優生保護法3条3項において不要となる場合が定められている。

カ 第6段落（「国会における」から「維持された（3条）。」まで）について

第1文は、全ての会議録が存在しているわけではないため、不知。第2文は認める。第3文は、国民優生法において、本人が優生手術の申請をする場合、配偶者（事実婚の場合を含む。）があるときは配偶者の同意を、20歳未満又は配偶者のない心身耗弱者のときは父母の同意を要するとされていたこと、優生保護法上の優生手術に関し、原則として本人の配偶者（事実婚の場合を含む。）の同意が要求されていること及び本人の父母の同意が要求されていないことは認める。

(4) 「3 母体保護法の成立」について

ア 第1段落（「昭和56年」から「広まっていった。」まで）について

認める。

イ 第2段落（「優生保護法改正の」から「呼んだ。」まで）について

優生保護法改正の動きを一気に加速させたのが、平成6（1994）年にエジプトのカイロで開催された国連国際人口開発会議における問題提起であったこと、こうした問題提起等が「国際的にも大きな反響を呼んだ」とされていることは認める。

ウ 第3段落（「これを機に」から「改められた。」まで）について

(7) 第1文は、平成8年に優生保護法の題名が母体保護法に改正されたことは認め、その余は不知。

(4) 第2文は認める。

エ 第4段落（「法律の題名は」から「抗議した。」まで）について

優生保護法の題名を母性保護法に改めるなどの改正法案について、女性議員を中心とする超党派の国会議員から、母体保護法という法律の題名に反対する旨の要望書が提出されたこと、法律の題名を母性保護法とすることについて、女性団体等からも反対が表明されたこと、その後、優生保護法の題名が母体保護法に改正されたことは認め、その余は不知。

オ 第5段落（「また」から「(甲20：「旧優生保護法の歴史と問題—強制不妊手術問題を中心として—」)。」まで）について

原告らの主張する見解が複数の見解の一つとして存在することは認める。

カ 第6段落（「優生保護法3条の」から「(甲24：本人の同意による優生手術の選択肢の比較)。」まで）について

認める。

キ 第7段落及び第8段落（「衆議院、参議院ともに」から「(甲25：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する

第21条に基づく調査報告書250頁)。」まで)について

いずれも認める。

(5) 「4 母体保護法改正等をめぐる動き」について

ア 第1段落(「母体保護法の」から「続けられた。」まで)について

改正法により優生保護法が改正された後の第147回国会の平成12年12月1日の参議院本会議における施政方針演説に対する代表質問において、村上正邦議員が、生命の尊厳は人類社会の最も根源的な問題と述べた上で、母体保護法の経済的理由の条項の削除についての見解を質問したところ、これに対し、小渕恵三内閣総理大臣が、「生命の尊厳を守るために生命を尊重する気風を醸成していくことは政治の重要な課題である」としつつ、「人工妊娠中絶の問題については、胎児の生命尊重、女性の自己決定についての考え方などをめぐり、国民各層に多様な意見が存在いたしております。また、国際的にも対応は分かれているものと承知をいたしております。国民個々人の倫理観、道徳観、宗教観とも深く関係しており、国民各層における議論の深まりが重要であると考えております」と答弁したところ等、議論があったことは認める。

イ 第2段落から第4段落まで(「平成12年に」から「必要がある。」まで)について

金城清子氏が「日本の法制度は国際社会において人権として認められるリプロダクティブヘルス・ライツに反する部分が多くあり、一日も早く法改正ないし新しい法律を制定すべきである」と述べたとする部分については、正確な発言内容は、「リプロダクティブヘルス・ライツという性と生殖の健康・権利、こういうことが国際社会の中で人権として認められる中で日本の法制度を見てみますと、それに真っ向から反するようなところがたくさんございます。そういうことにつきましては一日も早く国会で法律

の改正ないし新しい法律の制定ということをやっていただきたいということで、幾つか指摘していきたいと思います。」というものである。その余は認める。

ウ 第5段落（「しかし」から「存置し続けている。」まで）について

原告らのいう「本件各規定」が、平成13年6月以降改正されていないことは認め、その余は否認ないし争う。

(6) 「5 小括」について

全体として争う。

3 「第3 避妊と不妊手術」について

(1) 柱書きについて

ア 第1段落（「避妊すなわち」から「(甲28：渋谷秀樹『自己決定と法』35頁)。」まで）について

原告らの主張する見解が複数の見解の一つとして存在することは認める。

イ 第2段落（「子どもを」から「(甲29：「性と生殖の権利」11頁)。」まで）について

原告らの主張する見解が複数の見解の一つとして存在することは認める。

ウ 第3段落（「不妊手術等は」から「結びついていることである。」まで）について

第1文は、不妊手術が避妊方法の一つであることは認め、第2文から第5文まではいずれも知らないし争う。

(2) 「1 日本における避妊法」について

ア 第1段落（「日本において」から「不妊手術等がある。」まで）について
日本において、女性が利用することができる避妊方法として、膣外射精

法、基礎体温法、ピル、コンドーム、緊急避妊薬、IUS/IUD及び母体保護法3条1項に基づき行われる不妊手術があることは認める。

イ 第2段落（「次表のとおり」から「欠点がある。」まで）及び表1について

いずれも知らないし争う。

ウ 第3段落（「日本で」から「回収した。」まで）について

日本で経口避妊薬として低用量ピルが薬事承認されたのが平成11年6月16日であったこと、昭和30年代に月経困難症の治療薬として中・高用量ピルが薬事承認されたこと、月経困難症の治療薬として中・高用量ピルが薬事承認されてから、経口避妊薬として低用量ピルが薬事承認されるまでの期間が上記のとおりであったことは認める。厚生省が昭和46年に民間放送会社に対して「ピル」や「経口避妊薬」という言葉を放送しないよう求めたこと、昭和47年に治療用ピルを処方薬に指定し、薬局の棚から回収したことについては、確認ができていないため、認否を留保する。その余は不知。

エ 第4段落及び第5段落（「1980年代には」から「再び延期される。」まで）について

経口避妊薬として低用量ピルについて、平成2年7月以降、製薬会社から薬事承認の申請がされたが、平成11年6月16日まで承認されなかったこと、承認までの過程において、経口避妊薬としての低用量ピルの使用がHIV感染症等の性感染症の拡大に与える影響について議論がされたこと、ピルを服用した女性から服用後に排泄される合成エストロゲンの環境及び環境を介した人への影響について議論がされたこと、平成6年にエジプトのカイロで開催された国連国際人口開発会議でリプロダクティブ・ヘルス/ライツが提唱されたことは認め、その余は不知。

オ 第6段落及び第7段落（「最終的に」から「限定的である。」まで）について

バイアグラが薬事承認された日である平成11年1月25日の約5か月後である同年6月16日に経口避妊薬としての低用量ピルが薬事承認されたこと、経口避妊薬としての低用量ピルの購入に医師の処方が必要であること、経口避妊薬としての低用量ピルの処方に健康保険が適用されないことは認め、その余は知らないし争う。

カ 第8段落（「また表2のとおり」から「(甲32:「日本ではなぜ近代的避妊法が普及しないか」)。」まで）及び表2について

原告らが個別具体的に列挙する各避妊方法に用いるものが現時点において日本で薬事承認されていないことは認め、その余は認否を留保する。

原告らにおいて甲33の訳文を提出されたい。なお、表2には、甲33と異なる数値が記載されている部分がある。

(3) 「2 不妊手術」について

ア 第1段落（「不妊手術は」から「(甲34:MSDマニュアル家庭版『不妊手術』)」まで）について

第1文は、不妊手術が、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で母体保護法施行規則1条各号に定められているものであることは認める。第2文は認める。第3文から第5文までは、いずれも不知。

イ 第2段落（「避妊を主たる目的として」から「副作用もある。」まで）について

第1文は知らないし争う。第2文は認める。第3文は、「コンドーム」を男性用コンドームと解した上で認める。第4文は、低用量ピルについて、毎日定時に服用する必要があること、飲み忘れによる妊娠リスクがあること、避妊目的での処方が自由診療であることは認め、その余は知らないし

争う。第5文及び第6文はいずれも認める。

ウ 第3段落から第5段落まで（「原告[]」から「(甲35 : A Defence of Voluntary Sterilisation参照)」まで）について

いずれも知らないし争う。

(4) 「3 小括」について

全体として争う。

4 「第4 不妊手術等を受ける権利が憲法上保障されること」について

(1) 柱書きについて

争う。

(2) 「1 憲法13条は人格権の一内容として自己決定権を保障する」について

憲法13条が「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定していること、原告らが指摘する各裁判例（なお、訴状30ページ6及び7行目に「最判平成12年2月29日民集54巻2号582頁」とあるのは、「最判平成13年11月27日民集55巻6号1154頁」の誤記と解される。）及び甲36ないし甲41に原告らの引用する記載があることは認め、その余は争う。

(3) 「2 リプロダクションに関わる事柄は自己決定権の一内容をなす」について

仙台地方裁判所令和元年5月28日判決（判例時報2413・2414号3ページ）が、リプロダクティブ権は、「人格的生存の根源に関わるものであり、（中略）憲法13条の法意に照らし、人格権の一内容を構成する権利として尊重されるべきものである」と判示したこと並びに甲28及び甲38に原告らの引用する記載があることは認め、その余は争う。

- (4) 「3 不妊手術を受ける権利は、リプロダクションに関わる事柄として自己決定権の一内容をなす」について

甲35、甲38及び甲43に原告らの引用する記載があることは認め、その余は争う。

- (5) 「4 小括」について

争う。

5 「第5 本件各規定は憲法13条に反する」について

- (1) 柱書きについて

母体保護法が、同法の規定による場合のほか、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを禁止し、これに違反した場合の罰則を設けていることは認め、原告らに係る同法3条1項各号該当性に関する事実関係は不知、その余は全体として争う。

- (2) 「1 原告らの不妊手術等を受ける権利を剥奪する」について

母体保護法28条が、同法の規定による場合のほか、故なく、生殖不能目的の手術等を行うことを禁止していること、同法34条が同法28条に違反した場合の罰則を設けていること、同法3条1項が医師による不妊手術の要件を定めていることは認め、その余は不知。

- (3) 「2 本件各規定の憲法適合性は厳格に審査されなければならない」について

最高裁判所令和2年(ク)第993号同5年10月25日大法廷決定(以下「最高裁令和5年決定」という。)並びに甲28、甲37、甲44及び甲45に原告らの引用する記載があることは認め、その余は争う。

- (4) 「3 目的は真にやむを得ない利益の保護ではない」について

ア 第1段落(「母体保護法の」から「いえない。」まで)について

母体保護法1条の規定内容及び同条に定める目的が正当であることは認

め、その余は争う。

イ 第2段落（「すなわち」から「(甲25・250～252頁)。」まで）について

認める。

ウ 第3段落（「ところが」から「いえない。」まで）について

母体保護法1条の規定内容は認め、その余は争う。

(5) 「4 本件各規定は真にやむを得ない利益を保護するために必要不可欠な手段とはいえない」について

ア 柱書きについて

全体として否認ないし争う。

国民優生法は優生保護法の制定に伴い廃止されている。

イ 「(1) 不妊手術等の原則禁止に合理性はない」について

(ア) 第1段落（「不妊手術等の」から「おそれはない。」まで）について
全体として争う。

(イ) 第2段落（「不妊手術等の」から「明らかである。」まで）について
争う。

(ウ) 第3段落（「本件各規定は」から「関係がない。」まで）について

a 第1文は、「本件各規定」が究極的には母体保護法1条の目的を達成するための手段として規定されていることは認め、その余は否認ないし争う。

国民優生法は優生保護法の制定に伴い廃止され、優生保護法は改正法により規定内容等が改正されている。

b 第2文のうち、国民優生法1条の規定内容及び当時の厚生大臣の発言内容は認め、「後段の目的」についての発言であることは否認する。
同大臣が「法全体の趣旨目的」と発言していることからすると、上記

発言内容は「後段の目的」に限ったものとは解されない。

c 第3文は否認する。国民優生法の目的規定である1条には、単なる「人口増加」は掲げられていない。

d 第4文は、国民優生法に「母性・母体の生命健康の保護」に関する規定がないことは認める。

(I) 第4段落（「その後」から「あったのである。」まで）について

優生保護法の提案理由について、原告らの引用する内容の説明があったという限度で認め、その余は認否の限りでない。

(II) 第5段落（「その後に」から「改廃されるべきであったのである。」まで）について

第1文は認め、第2文は認否の限りでない。

(III) 第6段落及び第7段落（「以上のとおり」から「違憲無効である。」まで）について

いずれも否認ないし争う。

ウ 「(2) 生命危険要件（3条1項1号）に合理性はない」について

(I) 第1段落（「母体保護法3条1項1号は」から「なければならないとする。」まで）について

認める。

(II) 第2段落及び第3段落（「しかし」から「反する。」まで）について
いずれも争う。

(III) 第4段落（「なお」から「前述したとおりである。」まで）について
否認ないし争う。

(IV) 第5段落（「生命危険要件は」から「目的に反する。」まで）について
争う。

エ 「(3) 多産要件・健康低下要件（3条1項2号）に合理性はない」につ

いて

(7) 第1段落（「母体保護法3条1項2号は」から「なければならないとする。」まで）について

認める。

(4) 第2段落（「しかし」から「反する。」まで）について
争う。

(5) 第3段落（「実際」から「(甲48・パラグラフ20参照)。」まで）について

a 第1文から第3文までは、いずれも全体として争う。

b 第4文について、世界保健機構が、「子どもがいること」を不妊手術の要件として求めないとしていること、自由権規約委員会一般的意見28の仮訳に「締約国は、女性が男性と平等の立場で第17条に保護された女性のプライバシーやその他の権利を享有する女性の権利を妨害するかもしれない法律や慣行の影響を委員会が評価することを可能にする情報を提供しなければならない。」、「締約国が女性の生殖機能に関連するプライバシーを尊重することに欠けるかもしれない他の領域は、例えば不妊に関する決定権限が夫にあるところや、一定の子ども数や年齢制限のある一般的な要件が女性の不妊に課せられるところ、又は締約国が中絶をした女性の医師や保健関係の職員に法的義務を課して事例報告をさせるところである。このような場合には、規約上の他の権利、例えば第6条や7条のような権利が危険に瀕してしまうかもしれない」との記載があることは、認める。

(I) 第4段落（「多産要件・健康低下要件は」から「明らかである。」まで）について
争う。

オ 「(4) 配偶者同意要件(3条1項)に合理性はない」について

(7) 第1段落(「母体保護法3条1項は」から「なければならないとする。」まで)について

認める。

(4) 第2段落(「しかしながら」から「欠いている。」まで)について
争う。

(7) 第3段落(「既婚者であれ独身者であれ」から「(甲48・パラグラフ20参照)。」まで)について

a 第1文について、原告らの主張する見解が複数ある見解の一つとして存在することは認める。

b 第2文について、世界保健機構に関する部分は不知、自由権規約委員会一般的意見28の仮訳に前記エ(7) bで述べた記載があることは認める。

(I) 第4段落及び第5段落(「不妊手術を」から「欠くものである。」まで)
について

いずれも争う。

カ 「(5) 罰則(28条・34条)は過剰である」について

母体保護法28条が、同法の規定による場合のほか、故なく、生殖不能目的の手術等を行うことを禁止していること、同法34条が、同法28条の規定に違反した者を、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、また、そのために、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する旨を規定していることは認め、その余は争う。

キ 「(6) 比較法的に見ても本件各規定に合理性はない」について
知らないし争う。

ク 「(7) 小括」について

争う。

(6) 「5 小括」について

争う。

6 「第6 本件各規定が憲法24条2項に反すること」について

(1) 柱書きについて

ア 第1段落（「本件各規定は」から「事項である。」まで）について

母体保護法3条1項が、医師が不妊手術を実施するための要件として、生命危険要件又は多産・健康低下要件に加えて、本人同意要件及び配偶者同意要件を設けていること、同法28条が、同法の規定による場合のほか、故なく、生殖不能目的の手術等を行うことを禁止していること、同法34条が同法28条に違反した場合の罰則を設けていることは認め、その余は争う。

イ 第2段落（「憲法24条2項は」から「逸脱・濫用となる。」まで）について

憲法24条2項が「婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」として、立法上の要請、指針について規定していること、これらの要請、指針に照らして合理性を欠く場合に、立法裁量の逸脱・濫用となり得ることは認め、その余は争う。

ウ 第3段落（「本件各規定は」から「違憲・無効である。」まで）について争う。

(2) 「1 憲法24条2項の示す立法上の要請・指針の内容」について

ア 第1段落（「憲法24条1項は」から「とする。」まで）について

憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなけれ

ばならない。」と規定し、同条2項が「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定していることは認める。

イ 第2段落（「最高裁は」から「夫婦別姓訴訟判決・最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）。」まで）について

最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2427ページ）に原告らの引用する判示があること、最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2586ページ）においても同旨の判示がされていることは認める。

ウ 第3段落（「すなわち」から「課したものである。」まで）について

原告らが主張する見解があることは認め、その余は争う。

エ 第4段落から第6段落まで（「最高裁は」から「違憲となる。」まで）について

最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2586ページ）に原告らの引用する判示があることは認める。

(3) 「2 憲法24条の制定趣旨」について

ア 第1段落（「本件各規定の」から「されなければならない。」まで）について

争う。

イ 第2段落（「憲法24条は」から「離婚理由には該当しなかった。」まで）について

第1文は、原告らが主張する見解が複数の見解の一つとして存在することは認める。

第2文は、大日本帝国憲法に婚姻・家族形成に関する規定がなかったこ

とは認める。

第3文及び第4文は、昭和22年12月22日法律第222号による改正前の民法788条1項において「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」と規定されているなど、同法に「家」の概念があったこと、同法746条以下において戸主に関する規定があったこと、同法749条において「家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス」と規定されていたこと、同法750条において「家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」と規定されていたこと、同法14条1項において「妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」と規定され、同項1号で「第12条第1項第1号乃至第6号ニ掲ケタル行為（引用者注：準禁治産者が行ふに際して保佐人の同意を要する行為）ヲ為スコト」、同項2号で「贈与若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絶スルコト」、同項3号で「身体ニ羈絆ヲ受クヘキ契約ヲ為スコト」と規定されていたことは認める。

第5文以降は、昭和22年10月26日法律第124号による改正前の刑法183条1項において「有夫ノ婦姦通シタルトキハ2年以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタル者亦同シ」と規定されていたこと、同条2項において「前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ効ナシ」と規定されていたこと、昭和22年12月22日法律第222号による改正前の民法14条1項に上記のとおり規定されていたこと、同法813条において「夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」と規定され、同条2号で「妻カ姦通ヲ為シタルトキ」、同条3号で「夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ」と規定されていたことは認める。

ウ 第3段落から第5段落まで（「すなわち」から「甲50：渋谷秀樹『憲法〔第3版〕』・468頁）。」について

原告らが主張する見解が複数の見解の一つとして存在することは認める。

(4) 「3 24条2項適合性判断」について

ア 「(1) 考慮されるべき憲法上の権利・利益」について
争う。

イ 「(2) 不妊手術の原則禁止は憲法24条2項の指針・要請に反する」について

母体保護法が、同法28条で生殖不能目的の手術等を原則として禁止していること、同法3条1項の要件を満たす場合に医師が不妊手術を実施できるとしていること、同法34条において、同法28条に違反した者に対する罰則を定めていることは認め、その余は争う。

ウ 「(3) 配偶者同意要件(3条1項)」及び「(4) 多産要件(3条1項2号)」について

母体保護法3条1項が、医師が不妊手術を実施するための要件として、生命危険要件又は多産・健康低下要件に加えて、本人同意要件及び配偶者同意要件を設けていることは認め、その余は争う。

エ 「(5) 小括」について
争う。

7 「第7 [REDACTED] は、罰則を受けることなく、自らの意思のみで医師又は指定医師の不妊手術を受けることができる法的地位にある(請求の趣旨1(1)の適法性)」について

(1) 「1 本件各規定の違憲性」について
争う。

(2) 「2 適法性」について

ア 柱書きについて

争う。本件地位確認の訴えが不適法であることは、前記第2の3で述べたとおりである。

イ 「(1) 法律上の争訟である」について

争う。

ウ 「(2) 訴えの利益がある」について

(ア) 柱書きについて

第1文は認め、第2文は争う。

(イ) 「ア ①確認訴訟を選択するのは適切」について

知らないし争う。

(ロ) 「イ ②確認対象の選択は適切」について

争う。

(ハ) 「ウ ③即時確定の利益（紛争の成熟性）がある」について

第1文は不知、第2文及び第3文はいずれも争う。

エ 「(3) 小括」について

争う。

8 「第8 被告が、母体保護法3条1項、同28条及び同34条を改廃しないことにより原告らの権利を侵害することは違法である（請求の趣旨1(2)の適法性）」について

(1) 「1. 本件各規定の違憲性」について

争う。

(2) 「2. 適法性」について

ア 柱書きについて

争う。本件違法確認の訴えが不適法であることは、前記第2の4で述べたとおりである。

イ 「(1) 法律上の争訟である」について

知らないし争う。

ウ 「(2) 訴えの利益が認められる」について

(ア) 柱書きについて

- a 第1段落及び第2段落(「確認の利益は」から「適法性を肯定した。」まで)について

いずれも認める。

- b 第3段落(「本訴訟でも」から「妥当する。」まで)について
争う。

- (イ) 「ア 憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じている」から
「ウ ②確認対象の選択は適切」までについて
いずれも争う。

- (ロ) 「エ ③即時確定の利益(紛争の成熟性)がある」について
第1文は不知、第2文及び第3文はいずれも争う。

エ 「(3) 小括」について

争う。

9 「第9 国会議員による立法不作為の違法性」について

- (1) 「1 立法不作為が国家賠償法上違法となる場合」について

最高裁令和4年判決に原告らの引用する判示があること、原告らの指摘するそのほかの最高裁判決も最高裁令和4年判決と同旨を判示することは認める。

- (2) 「2 国会が正当な理由なく長期にわたり母体保護法28条、3条1項の改正を怠っていること」について

- ア 第1段落(「上記のとおり」から「権利である。」まで)について
争う。

- イ 第2段落(「優生保護法には」から「されていた。」まで)について

平成8年6月10日に示された「優生保護法の一部を改正する法律案について」（与党厚生調整会議及び与党福祉PT三座長試案）において、「女性の健康や生命の尊重など検討すべき課題が多いことから、総合的な検討を早急に行い、その結果に基づき抜本的な見直しを行うこととする」と記載されていたこと、改正法が可決される際に原告らの指摘する附帯決議がされたことは認め、その余は不知。

ウ 第3段落（「その後」から「出されていた。」まで）について

「衆議院国民福祉委員会」を「参議院国民福祉委員会」と解した上で認める。なお、正確な日付けは、参議院国民福祉委員会における決議日が平成12年4月27日、参議院共生社会に関する調査会による提言日が平成13年6月20日である。

エ 第4段落（「しかしながら」から「なっている。」まで）について

平成8年改正以降、母体保護法について改正が実施されていることは認め、その余は争う。

オ 第5段落（「平成12年の」から「同じ答弁」まで）について

第147回国会参議院国民福祉委員会において、原告らの引用する小宮山洋子議員及び堂本暁子議員の発言があったことは認める。

カ 第6段落（「このように」から「認識されていた。」まで）について

否認する。

キ 第7段落から第9段落まで（「このような」から「国家賠償法上違法となる。」まで）について

いずれも争う。

10 「第10 損害」について

知らないし争う。

11 「第11 結語」について

- (1) 第1段落（「性同一性障害者の」から「軽んじられてはならない。」まで）
について

最高裁令和5年決定の三浦守裁判官の反対意見において、原告らの引用する記載があることは認める。

- (2) 第2段落（「本件においても」から「責務である。」まで）について
争う。

第4 被告の主張

追って主張する。

以 上